第一回 佐倉市文化財保存活用地域計画策定協議会

期日:令和4年2月9日(水)

時間:午後2時~

場所: 佐倉市立中央公民館 学習室3

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 委員・職員の紹介
- 4 議事
 - (1) 委員長・副委員長の選出について
 - (2)会議の公開について
 - (3) 文化財保存活用地域計画について
 - (4) 佐倉市の文化財について
- 5 閉会

【配布資料】

資料1 委員名簿

資料 2 佐倉市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱

資料3 傍聴要領(案)

資料4 佐倉市文化財保存活用地域計画の策定にあたって

参考資料 佐倉市文化財リブレット『めぐる たずねる しる 佐倉』

文化財等の各種パンフレット

富里市文化財保存活用地域計画 概要版

佐倉市文化財保存活用地域計画策定協議会 委員名簿

	所属等	氏名	選出区分
1	国立歴史民俗博物館 名誉教授	演島 正士	設置要綱第3条第3号
2	国立歴史民俗博物館 教授	小島 道裕	設置要綱第3条第3号
3	中央大学文学部 准教授	宮間 純一	設置要綱第3条第3号
4	千葉市郷土博物館 総括主任研究員	外山 信司	設置要綱第3条第3号
5	佐倉山車人形保存会 事務局長	鶴岡 勝人	設置要綱第3条第2号
6	宗教法人宝金剛寺 代表役員	京極 勇剛	設置要綱第3条第2号
7	文化財ボランティアガイド佐倉 会長	村田高晴	設置要綱第3条第4号
8	NPO法人佐倉一里塚 理事長	慶田 康郎	設置要綱第3条第4号
9	にわのわ実行委員会 実行委員長	サカモト トモコ	設置要綱第3条第4号
10	公募市民	石橋 美佐	設置要綱第3条第5号
11	公募市民	佐々木 智幸	設置要綱第3条第5号
12	千葉県教育庁文化財課長	田中 文昭	設置要綱第3条第1号
13	地域創生課長	鈴木 研悟	設置要綱第3条
14	産業振興課長	櫻井 裕樹	設置要綱第3条
15	都市計画課長	菅澤 雄一郎	設置要綱第3条
16	指導課長	松丸 晴久	設置要綱第3条
17	市立美術館長	猪股 佳二	設置要綱第3条

佐倉市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱 (設置)

第1条 佐倉市文化財保存活用地域計画(以下「地域計画」という。) を策定するため、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第1 83条の9第1項の規定に基づき、佐倉市文化財保存活用地域計画 策定協議会(以下「協議会」という。)を置く。 (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)地域計画の策定に関すること。
- (2) その他地域計画の策定に必要な事項に関すること。 (組織)
- 第3条 協議会は、17人以内の委員をもって組織し、委員は、別表に 定める職にある者のほか、次に掲げる者のうちから教育委員会が委 嘱又は任命する。
 - (1) 千葉県文化財担当課職員
 - (2) 文化財の所有者又は管理を行う団体の代表者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 商工又は観光に関する団体の代表者
 - (5)公募市民
 - (6) その他教育委員会が必要と認める者 (任期)
- 第4条 委員の任期は、地域計画の策定の日までとする。 (委員長及び副委員長)
- 第5条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを 定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、 委員長が会議の議長となる。
- 2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことが できない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、 意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることがで きる。

(庶務)

- 第7条 協議会の庶務は、教育委員会教育部文化課において処理する。 (補則)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(令和3年11月5日決裁佐教文第295号) この要綱は、決裁の日から施行する。

別表 (第3条関係)

企画政策部地域創生課長 産業振興部産業振興課長 都市部都市計画課長 教育部指導課長 佐倉市立美術館長

傍 聴 要 領(案)

佐倉市文化財保存活用地域計画策定協議会

1 傍聴手続

- (1) 傍聴の受付は、当日、会場で先着順に行い、定員になり次第、受付を 終了します。
- (2) 傍聴の受付は、会議開始15分前から会議開始までとします。

2 会議を傍聴するに当たって、守っていただく事項

- (1) 静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないでください。
- (2) 発言、質問等はしないでください。
- (3) 携帯電話、PHSその他これらに類する機器は使用しないでください。
- (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、委員長が認めた場合は、この限りではありません。
- (5) 張り紙、プラカード等を携帯しないでください。
- (6) はち巻、腕章等を着用しないでください。
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為はしない でください。

3 会場の秩序維持

- (1) 委員長及び職員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が上記2のことをお守りいただけない場合は、委員長が注意し、 なおこれに従わない時は、退場していただく場合があります。

◆協議会の委員のみなさまにお願いしたいこと

協議会は、地域計画の策定にあたって様々な意見を反映させるために設置される組織です。

計画の策定にあたっては、行政の関連部局だけでなく、民間団体、専門家、住民のみなさんの意見を広く聴取する必要があります。

そのために協議会の委員は、学識経験者、文化財の所有者・管理団体の代表者、まちづくり、観光、教育にかかわる団体の代表者、公募市民、県文化財担当課職員、市関連部局担当職員からなります。 地域総がかりで、文化財を守り、活かし、伝える体制の構築を図り、確実かつ有意義な文化財の継承につなげていくことが期待されます。

委員のみなさまには忌憚のない意見をお寄せいただければ幸いです。

【地域計画の策定にあたっての役割分担】

国(文化庁長官)

千葉県

千葉県文化財保存活用大綱の策定

、整合性の確認

計画の認定

佐倉市

佐倉市文化財保存活用地域計画の作成

↑ ↓ 意見聴取

↑↓意見聴取

↑ ↓ 意見反映

協議会

文化財審議会

住民

◆策定までのスケジュール(案)

▶令和3年度

- ・佐倉市の文化財についての現況把握、保存・活用の理念、基本方針の確認
- ・佐倉市文化財保存活用地域計画策定協議会の設置、開催 第1回:計画策定の目的について説明

▶令和 4 年度

- ・文化財リストの作成、アンケート調査、計画骨子の作成
- ・協議会の開催

第1回:保存・活用の課題の検討

第2回:関連文化財群、保存・活用の推進体制・措置の検討

・計画の普及啓発のための事業の実施

ワークショップ、関連文化財群に関する講演・シンポジウムなど

▶令和5年度

- ・保存・活用の推進体制・措置の具体的内容の作成
- ・文化庁ヒアリング、パブリックコメント等の意見反映
- ・協議会の開催

第1回:意見反映を踏まえた素案の検討・まとめ

・計画認定の申請、文化庁長官の認定

作成: 佐倉市教育委員会教育部文化課 〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97 **☎**043-484-6192 令和 4 年 2 月発行

佐倉市文化財保存活用地域計画の

策定にあたって



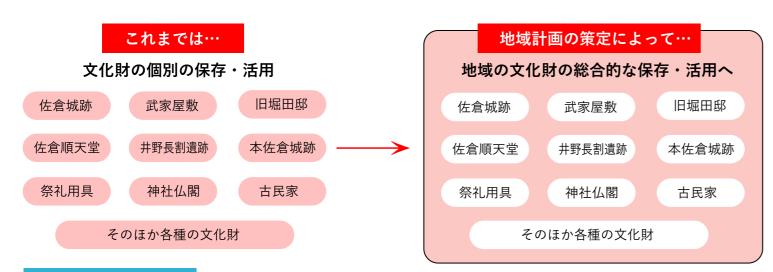
佐倉市では、市の文化財の保存・活用を進めるための文 化財保存活用地域計画を策定します。

この計画の策定により、佐倉の文化財の価値を改めて見 直し、保存と活用の両輪を整えることで、地域の歴史文化 を語る文化財の保護に努めます。

この冊子では、計画の概要と文化財が現在抱えている課題について説明しています。文化財の確実かつ有意義な継承のためには、みなさまのご協力が必要です。

◆文化財保存活用地域計画とは?

佐倉市は、地域の歴史文化を語る文化財が多く残る「歴史のまち」として知られています。しかし、個別の文化財の保存・活用にとどまり、地域全体での取り組みが十分に進んでいるとはいえません。 この"文化財保存活用地域計画"では、文化財の保存・活用を通じて佐倉市の歴史文化を後世に伝えていくための、今後約10年間の具体的な取り組みを策定します。



文化財ってなに?

そもそも文化財とは何でしょうか?

私たちが暮らす地域には、それぞれに豊かな歴史、社会環境、人々の営みがあります。文化財は、そうした地域らしさや特徴をあらわす歴史文化を今に語るものです。具体的には、神社・仏閣・城郭・住宅などの歴史的建造物や絵画・彫刻・古文書などの美術工芸品、祭礼や芸能などの民俗文化財、貝塚・古墳・城跡などの史跡、庭園などの名勝地などがあり、様々なジャンルにわたります。

これまで個別に行われていた保存・活用を見直し、地域の文化財を総体的に把握し、地域の歴史文化を捉えながら保存・活用を進め地域社会全体で継承していくことが求められています。

計画の内容

▶第1章 計画策定の概要

・計画策定の経緯や背景、目的と位置付けなどについて説明します。

▶第2章 佐倉市の概要

・佐倉市の自然・地理的環境、社会的環境、歴史的環境について触れます。

▶第3章 佐倉市の文化財とその特色

・文化財の調査・把握と指定の現状について触れ、その内容を通して佐倉市の文化財の特色を捉えます。

▶第4章 佐倉市の文化財の保存・活用の理念と基本方針

・文化財をどのように語り継ぐべきか、どのように守っていくのか、その理念と基本方針を確認します。

▶第5章 関連文化財群の設定と内容

・関連文化財群について、設定方針を整理した上で設定し、その内容と構成要素を説明します。

▶第6章 文化財の保存・活用の推進体制と措置

・文化財の把握・調査・研究や保存と活用に関する具体的な措置や推進体制について定めます。

※仮目次のため、内容や順序が変更になることがあります。

◆佐倉市の歴史文化

佐倉市には、原始・古代から現代をつなぐ多くの文化財が残っています。

例えば、縄文時代の集落跡である「井野長割遺跡」や、戦国時代の千葉氏の本拠地であった「本佐倉 城跡」などは、全国的にみても稀有な事例で、国指定の文化財となっています。

また、佐倉城跡や武家屋敷群など城下町としての歴史を今に伝える文化財が多く残る土地でもあることから日本遺産「北総四都市江戸紀行」を構成する都市の一つにも数えられています。このように佐倉市は歴史文化にあふれる県内有数の「歴史のまち」として内外から高く評価されています。













◆文化財の保存と活用の両輪

また、文化財の多くは保存や管理が難しいうえに、一度失われてしまうと二度と取り戻すことができません。文化財が失われてしまうと、地域の豊かな歴史の内実がわからなくなってしまい、貴重な文化が消えてしまいます。

しかし文化財は、歴史的な技法や現在一般的には使われていない材料を用いているため、どうしても維持・修理のためのコストがかかってしまいます。また、地域の祭礼などの民俗行事も高齢化に伴って担い手を確保することが難しくなっています。

近年では、文化財をうまく活用することで、維持・修理にかかるコストを補ったり、担い手を確保 したりすることに注目が寄せられています。また火災、地震などの災害から文化財を守るための体制、 仕組みづくりを整える必要性も高まっています。



井野長割遺跡で縄文時代のくらしを体験 (石斧を使ったきこり体験)



旧堀田邸の庭園でのヨガ



佐倉順天堂記念館の壁漆喰の崩落 (令和元年 10 月台風 19 号による被害)